

[事案 23-151] 失効取消等請求

・平成 24 年 6 月 8 日 裁定不調

<事案の概要>

契約者貸付申込時に利息の説明を受けていないこと、および契約者貸付金の返済に関して取扱担当者より誤った説明を受けたことにより、申立契約が失効したものであるとして、失効の取消しおよび利息の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由から、失効の取消しおよび利息の支払いの免除を求める。

- (1) 本件貸付は、募集人の強い勧めにより、利息の説明を受けないまま申し込んだものであり、自分に貸付を申し込む必然性は全くなかったため、利息の支払義務はない。
- (2) また、平成 21 年 7 月に「借りたまま返済しなくても大丈夫です」と、平成 22 年 2 月には「借りたお金は死亡保険金と相殺されるので返却しなくても大丈夫です」と募集人から説明を受け、本件貸付金を返済する必要がないと誤信したことに起因して、オーバーローン（貸付金の元利合計額が主契約の解約返戻金額を超過する状態）により失効した。オーバーローンの場合に失効することについて、もし説明を受けていれば本件貸付金と利息は返済しており、失効とそれ以降の利息は発生していなかった。

<保険会社の主張>

次の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が本件貸付を強く勧めた事実はなく、本件貸付は申立人の意思により申し込まれており、また、本件貸付申込時に利息について説明している。
- (2) 申立人が、7 月に受けたとする説明については否認し、2 月に受けたとする説明については、「死亡保険金と相殺される」と説明したことは認める。また、オーバーローンになった場合に、一定金額の返済がないときには契約が失効となることを積極的に説明しなかったことを認めるが、オーバーローンの場合の取り扱いについては、本件貸付の書類に記載されており、また、平成 23 年 6 月に申立人宛に送付した書面にも記載されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面に基づき審理した。審理の結果、下記のとおりではあるが、本件貸付金の返済に関する質問に対し、募集人より的確な回答がなかったことは事実であり、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案の受諾勧告を行った。しかし、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 主張（1）について

- (1) 申立人が署名押印した「契約者貸付申込書」には、貸付条項として「貸付金の利息は、会社所定の利率とし、年単位の契約応当日（略）に元金に繰り入れます」と記載されている。保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められ、本契約の約款では、「本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算しま

す」と規定されている。よって、申立人は、利息の支払義務を負っていると言わざるを得ない。

なお、本件貸付を受ける必要性はなかったとの主張は、利息を負担してまで貸付を受ける必要性はなかったとの主張と解されるが、募集人の強い勧めがあったとしても、本件貸付自体は申立人の意思に基づきなされたことは明らかであり、利息の支払義務を否定する理由とはならない。

(2)申立人は、募集人から利息の説明を受けていないと主張するが、本件貸付に際し、募集人が利息についてどのように説明したかについては、当事者の言い分は異なり、直ちに申立人の主張する事実を認めることはできない。

しかし、貸付が商行為としてなされる場合において、利息が付されることは一般的であり、また、申立人に交付されている「契約者貸付のご案内」や契約者貸付申込書には、利息が付されることが明記されており、これらは、申立人に容易に理解できたと認められる。従って、仮に、利息について口頭での説明をしなかったとしても、利息について説明義務に反するとまではいえない。

2. 主張(2)について

募集人より、本件貸付金の返済に関してどのように説明したかについては、当事者の言い分は異なり、直ちに申立人の主張する事実を認めることはできない。

保険会社も、平成22年2月に、募集人が、「死亡保険金と相殺される」と説明し、オーバーローンになった場合に、一定金額の返済がないときには契約が失効となることを積極的に説明しなかったとの事実を認めているが、「契約者貸付のご案内」や契約者貸付申込書には、オーバーローンの場合の取り扱いが明記されており、また、平成23年6月作成の「貸付金ご返済のおすすめ」により、オーバーローンとなっていること、一定金額の返済がない場合には契約は失効することが申立人に通知されている。よって、上記募集人の言動をもって、本契約の失効の取消しを認めるべきとまではいえない。